

太陽光パネル設置普及啓発事業事業者等登録要領

(目的)

第1条 この要領は、太陽光パネル設置普及啓発事業を実施するに当たり、太陽光発電システム製造者、施工店及び販売店の登録等に必要な要件及び手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、用語の定義は、太陽光パネル設置普及啓発事業実施要領に定めるところによる。

(自主行動基準等)

第3条 太陽光発電システム製造者及び施工店は、登録申請に先立ち、府が示す「モデル自主的な行動基準」を参考に行動基準を届け出なければならない(様式1)。

2 太陽光発電システム販売店は、登録申請に先立ち、府が示す「モデル自主行動基準」を参考に行動基準の届け出、公示されている又は府が示す「モデル自主的な行動基準」を参考に自主的な行動基準を策定しなければならない(様式1)。

3 第1項及び前項後段の届け出をする場合にあっては、府が大阪府消費者保護条例第12条第2項から第4項までに準ずるもので、消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るという目的に適合していると認め、公表しなければ、事業者等は登録を申請することができない。

(登録の対象)

第4条 府は、次の各号に該当する太陽光発電システム製造者を登録する。

一 建築基準法第20条(太陽光発電システムへの積雪荷重、風圧力及び地震力並びに建築設備に係る技術的基準に限る)、第22条、第32(太陽光発電システム登録施工店へ納品する建築設備に限る)条及び第61条から63条までの規定に適合する登録太陽光発電システムを有し、これらの規定に適合し、かつ、漏水対策を施した標準的な設計・施工要領を有すること。

二 前号の標準的な設計・施工要領について、太陽光発電システム施工者へ研修を行い、修了者に施工IDを発行していること。

三 施工店に対し、登録太陽光発電システムの設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な助言及び指導を行っていること。

四 登録太陽光パネル設置及び太陽光発電システム登録事業者に関する問い合わせ又は相談窓口を設けること。

五 登録太陽光パネルの維持保全に係る窓口を有すること。

- 六 次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - ロ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（登録申請書提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
 - ハ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - ニ 法人にあつては、法人府民税及び法人事業税の滞納者、又は個人にあつては個人府民税及び個人事業税の滞納者
- 七 本制度による登録事業者の指定を取り消され、又は建築基準法、建築士法、建設業法その他建築に関係する法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過していること。
- 2 府は、次の各号に該当する太陽光発電システム施工店を登録する。
- 一 営業所毎に、太陽光発電システム登録製造者が発行する施工IDを有する施工者を設置すること。
 - 二 前項第六号及び第七号に該当すること。
 - 三 太陽光発電システム登録製造者が次のイからハに掲げる太陽光パネル登録製造者製の登録太陽光パネル設置工事実績を確認できること。
 - イ 過去1年間に工事实績が1件以上あること。
 - ロ 過去3年間に総数10件以上の工事实績があること。
 - ハ 過去3年間の年間最大施工実績が概ね5件以上であること。
- 3 府は、次の第一号から第三号又は第一号、第二号及び第四号に該当する太陽光発電システム販売店を登録する。
- 一 登録太陽光パネルの維持保全に係る窓口を有すること。
 - 二 第1項第六号及び第七号に該当すること。
 - 三 太陽光発電システム登録施工店が次のイからハに掲げる太陽光パネル登録製造者製の登録太陽光パネル設置工事販売実績を確認できること。
 - イ 大阪府内での過去1年間に販売実績が1件以上あること。
 - ロ 大阪府内での過去3年間に総数10件以上の販売実績があること。
 - ハ 大阪府内での過去3年間の年間最大販売実績が概ね5件以上であること。
 - 四 府に太陽光パネル販売店から前号イからハに掲げる事項を証する書面として太陽光パネル登録製造者が発行する登録太陽光パネルの保証書の写しの提出があること。

(登録事業者の申請)

第5条 登録を受けようとする事業者等は、太陽光発電システム製造者にあつては太陽光発電システム製造者概要書（別紙1-1）及び誓約書（別紙2-1）を添えて太陽光発電システム製造者登録申請書（以下「登録太陽光製造者申請書」という。）（様式2-1）を、太陽光発電システム施工店にあつては太陽光発電システム施工店概要書（別紙1-2）、太陽光発電システム登録製造者確認書（別紙2-2）及び誓約書（別紙2-3）に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び府税の納税証明書（未納のない証明書）を添えて太陽光発電システム施工店登録申請書（以下「登録太陽光施工店者申請書」という。）（様式2-2）を、太陽光発電システム販売店にあつては太陽光発電システム販売店概要書（別紙1-3）、太陽光発電システム登録施工店確認書（別紙2-4）及び誓約書（別紙2-5）に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び府税の納税証明書（未納のない証明書）を添えて太陽光発電システム販売店登録申請書（以下「登録太陽光製造者申請書」という。）（様式2-3）を府に申請しなければならない。

（登録証の交付）

第6条 府は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、太陽光発電システム製造者にあつては当該太陽光発電システム製造者あてに登録の通知（様式3-1）を行い、太陽光発電システム製造者登録証（別紙3-1）を交付、太陽光発電システム施工店にあつては当該太陽光発電システム施工店あてに登録の通知（様式3-2）を行い、太陽光発電システム施工店登録証（別紙3-2）を交付、太陽光発電システム販売店にあつては当該太陽光発電システム販売店あてに登録の通知（様式3-3）を行い、太陽光発電システム販売店登録証（別紙3-3）を交付する。

2 府は、前項の規定による申請を適当と認めないときは、太陽光発電システム製造者にあつては太陽光発電システム製造者登録申請却下通知書（様式4-1）を、太陽光発電システム施工店にあつては太陽光発電システム施工店登録申請却下通知書（様式4-2）を、太陽光発電システム販売店にあつては太陽光発電システム販売店登録申請却下通知書（様式4-3）によりその旨を通知しなければならない。

3 登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（登録事業者の公表）

第7条 府は、前条第1項の規定により事業者等に登録証を交付したときは、太陽光発電システム登録製造者にあつては太陽光発電システム製造者登録簿（様式5-1）に当該太陽光発電システム登録製造者を登録するとともに、太陽光発電システム製造者概要書（別紙1-1）及び太陽光発電システム製造者登録簿を公表、太陽光発電システム登録施工店にあつては太陽光発電システム施工店登録簿（様式5-2）に当該太陽光発電システム登録施工店を登録するとともに、太陽光発電システム施工店概要書（別紙1-2）及び太陽光発電システム施工店登録簿を公表、太陽光発電システム登録販売店にあつて

は太陽光発電システム販売店登録簿（様式5-3）に当該太陽光発電システム登録製造者を登録するとともに、太陽光発電システム販売店概要書（別紙1-3）及び太陽光発電システム販売店登録簿を公表する（以下）。ただし、太陽光発電システム施工店概要書にあっては、別紙様式に非公開と記載している部分については、公表しない。

（登録事項の変更）

第8条 登録事業者等は、第5条の規定により申請した事項に変更があったときは、太陽光発電システム登録製造者にあつては太陽光発電システム製造者登録変更届出書（様式6-1）、太陽光発電システム登録施工店にあつては太陽光発電システム施工店登録変更届出書（様式6-2）、太陽光発電システム登録販売店にあつては太陽光発電システム販売店登録変更届出書（様式6-3）を正副各1部府に届け出なければならない。

2 府は、前項の規定による届出を受理したときは、太陽光発電システム製造者登録簿、太陽光発電システム施工店登録簿又は太陽光発電システム販売店登録簿の内容を変更する。

3 登録事業者等が、第1項の規定による手続きを行わないときは、府は、当該登録事業者等に対して当該手続きの実行を指示することができる。

（登録の更新）

第9条 登録の更新を受けようとする登録事業者等は、有効期間が満了する年の2月28日までに登録製造者更新登録申請書（様式7-1）、太陽光発電システム登録施工店更新登録申請書（様式7-2）又は太陽光発電システム登録販売店更新登録申請書（様式7-3）を府に申請しなければならない。

2 府は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、申請者あてに登録更新の通知（様式8-1、8-2又は8-3）を行い、太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工店登録証又は太陽光発電システム販売店登録証を交付するとともに、太陽光発電システム製造者登録簿、太陽光発電システム施工店登録簿又は太陽光発電システム販売店登録簿の内容を更新する。

3 府は、第1項の規定による申請を適当と認めなかったときは、申請者あてに太陽光発電システム製造者登録更新申請却下通知書（様式9-1）、太陽光発電システム施工店登録更新申請却下通知書（様式9-2）又は太陽光発電システム販売店登録更新申請却下通知書（様式9-3）によりその旨を通知しなければならない。

（登録証の再交付）

第10条 登録事業者等は、太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工店登録証又は太陽光発電システム販売店登録証を紛失し又は汚損したときは、太陽光発電システム製造者登録証再交付申請書（様式10-1）、太陽光発電システム施工店登録証再

交付申請書（様式 10－2）又は太陽光発電システム販売店登録証再交付申請書（様式 10－3）により再交付を府に申請することができる。

- 2 府は、前項の規定による申請があったときは、申請者あてに太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工店登録証又は太陽光発電システム販売店登録証を再交付するものとする。
- 3 太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工店登録証又は太陽光発電システム販売店登録証の再交付を受けた事業者等が、紛失した太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工店登録証又は太陽光発電システム販売店登録証を発見したときは、速やかに再交付した太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工店登録証又は太陽光発電システム販売店登録証を府に返納するものとする。

（登録の取り消し）

第 11 条 登録事業者等は、登録を辞退しようとするときは、太陽光発電システム製造者登録辞退届（様式 11－1）、太陽光発電システム施工店登録辞退届（様式 11－2）又は太陽光発電システム販売店登録辞退届（様式 11－3）に太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工店登録証又は太陽光発電システム販売店登録証を添えて府に届け出るものとする。

2 府は、前項の規定による届出があったとき、又は登録事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者等の登録を取り消すことができる。

一 太陽光発電システム登録製造者にあつては、第 4 条第 1 項の要件を、太陽光発電システム登録施工店にあつては、第 4 条第 2 項の要件を、太陽光発電システム販売店にあつては、第 4 条第 3 項の要件を欠く事情が生じた、又は当該内容に虚偽があつたと判明したとき。

二 登録事業者等が、廃業又は破産したとき。

三 登録事業者等が、第 8 条第 3 項の指示に従わないとき。

四 登録事業者等が、自主的な行動基準を遵守していないと大阪府が認め、かつ、大阪府の指導に従わなかったとき。

五 太陽光発電システム登録販売店が、自主的な行動基準を遵守していないと大阪府が認め、かつ、大阪府の指導に従わなかったとき。

六 登録事業者等が、正当な理由なく太陽光パネル設置普及啓発事業を通じて知り得た実施単位内の住宅所有者等の氏名や住所等個人情報等を太陽光パネル設置普及啓発事業以外で利用し、又は第三者に漏らしたとき。

七 登録事業者等が、不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき、

八 太陽光発電システム登録製造者にあつては、太陽光パネル設置普及啓発事業実施要領第 4 条第 3 項の、太陽光発電システム登録施工店にあつては、第 4 項の、太陽光発電システム登録施工店にあつては、第 5 項の役割及び責務等に反したとき。

- 九 太陽光発電システム登録施工店が登録する際に事業実績を確認した全ての太陽光発電システム登録製造者が登録を取り消したとき。
- 十 太陽光発電システム登録販売店が登録する際に事業実績を確認した全ての太陽光発電システム登録施工店が登録を取り消したとき。
- 十一 前各号に規定するほか、府が登録を取り消すことが必要と認めるとき。
- 3 府は、前項までの規定により登録を取り消すときは、当該事業者等あてに太陽光発電システム登録製造者取り消し通知書（様式 12-1）、太陽光発電システム登録施工店取り消し通知書（様式 12-2）又は太陽光発電システム登録販売店取り消し通知書（様式 12-3）（以下「取り消し通知書」という。）により通知する。
- 4 府は、事業者等あてに取り消し通知書により通知したときは、当該事業者等に弁明の機会を与えるものとする。
- 5 府は、前項の規定による弁明の機会のと、太陽光パネル製造者登録簿、太陽光発電システム施工店登録簿又は太陽光発電システム販売店登録簿から削除するとともに、公表する。
- 6 事業者等は、太陽光発電システム製造者登録簿、太陽光発電システム施工店登録簿又は太陽光発電システム販売店登録簿から削除されたときは、太陽光発電システム製造者登録証、太陽光発電システム施工者登録証又は太陽光発電システム販売店登録証を返納しなければならない。

（登録等に要する費用）

第 11 条 登録、変更または更新等に要する費用は、事業者等の負担とする。

（その他）

第 12 条 この要領のほか必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 24 年 8 月 27 日より施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 5 日より施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 26 年 6 月 10 日より施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 1 月 12 日より施行する。